

【表紙】

| | |
|------------------|---|
| 【提出書類】 | 公開買付届出書の訂正届出書 |
| 【提出先】 | 関東財務局長 |
| 【提出日】 | 平成25年3月27日 |
| 【届出者の氏名又は名称】 / 1 | KDDI株式会社 |
| 【届出者の住所又は所在地】 | 東京都新宿区西新宿二丁目3番2号 |
| 【最寄りの連絡場所】 | 東京都千代田区飯田橋三丁目10番10号 |
| 【電話番号】 | 03 - 6678 - 0712 |
| 【事務連絡者氏名】 | コーポレート統括本部 経営管理本部長 高木 憲一郎 |
| 【代理人の氏名又は名称】 | 該当事項はありません。 |
| 【代理人の住所又は所在地】 | 同上 |
| 【最寄りの連絡場所】 | 同上 |
| 【電話番号】 | 同上 |
| 【事務連絡者氏名】 | 同上 |
| [届出者の氏名又は名称] / 2 | NJ株式会社 |
| [届出者の住所又は所在地] | 東京都千代田区飯田橋三丁目10番10号 |
| [最寄りの連絡場所] | 同上 |
| [電話番号] | 03 - 6678 - 0712 |
| [事務連絡者氏名] | KDDI株式会社 コーポレート統括本部 経営管理本部長 高木 憲一郎 |
| [代理人の氏名又は名称] | 該当事項はありません。 |
| [代理人の住所又は所在地] | 同上 |
| [最寄りの連絡場所] | 同上 |
| [電話番号] | 同上 |
| [事務連絡者氏名] | 同上 |
| 【縦覧に供する場所】 | KDDI株式会社 (東京都千代田区飯田橋三丁目10番10号) NJ株式会社 (東京都千代田区飯田橋三丁目10番10号) 株式会社大阪証券取引所 (大阪市中央区北浜一丁目8番16号) |

(注1) 本書中の「公開買付者」とは、KDDI株式会社(以下「KDDI」といいます。)及びNJ株式会社(以下「NJ」といいます。)を総称して又は個別にいいます。また、KDDI及びNJを総称して「公開買付者ら」ということがあります。

(注2) 本書中の「対象者」とは、株式会社ジュピターテレコムをいいます。

(注3) 本書中の「法」とは、金融商品取引法(昭和23年法律第25号、その後の改正を含みます。)をいいます。

(注4) 本書中の「府令」とは、発行者以外の者による株券等の公開買付けの開示に関する内閣府令(平成2年大蔵省令第38号、その後の改正を含みます。)をいいます。

(注5) 本書中の記載において、日数又は日時の記載がある場合は、特段の記載がない限り、日本国における日数又は日時を指すものとします。

(注6) 本書の提出に係る公開買付け(以下「本公開買付け」といいます。)に関する全ての手続は、特段の記載がない限り、全て日本語で行われるものとします。本公開買付けに関する書類の全部又は一部は英語により作成されますが、当該英語の書類と日本語の書類との間に齟齬が存した場合には、日本語の書類が優先するものとします。

(注7) 本公開買付けは、日本で設立された会社である対象者の普通株式及び新株予約権を対象としております。本公開買付けは、日本の金融商品取引法で定められた手続及び情報開示基準を遵守して実施されますが、これらの手続及び基

準は、日本以外の管轄地における手続及び情報開示基準とは必ずしも同じではありません。

- (注8) 本書中の記載には、「将来に関する記述」(forward-looking statements)が含まれています。既知若しくは未知のリスク、不確実性又はその他の要因により、実際の結果が「将来に関する記述」として明示的又は黙示的に示された予測等と大きく異なることがあります。公開買付者ら又はそれらの関連会社若しくは代理人は、「将来に関する記述」として明示的又は黙示的に示された予測等が結果的に正しくなることを何ら約束するものではありません。本書中の「将来に関する記述」は、本書の日付の時点で公開買付者らが有する情報を基に作成されたものであり、法令又は金融商品取引所規則で義務付けられている場合を除き、公開買付者ら又はそれらの関連会社若しくは代理人は、将来の事象や状況を反映するために、その記述を更新又は修正する義務を負うものではありません。
- (注9) 本公開買付けは、いずれも日本において設立された会社であり、日本の居住者のみを取締役として有する公開買付者らにより行われるものです。また、本公開買付けは、日本において設立され、日本でのみ株式上場している対象者の有価証券に関するものです。したがって、本公開買付けは、日本法で定められた手続及び情報開示基準を遵守して実施されます。
- (注10) 公開買付者ら、住友商事株式会社及び対象者の各フィナンシャル・アドバイザー並びに公開買付代理人(それらの関連会社を含みます。)は、それらの通常の業務の範囲において、日本の証券取引関連法制及びその他適用ある法令上許容される範囲で、米国1934年証券取引所法(Securities Exchange Act of 1934)(その後の改正を含みます。)規則14e - 5(b)の要件に従い、対象者の株式を自己又は顧客の勘定で本公開買付けの開始前、又は本公開買付けにおける買付け等の期間中に本公開買付けによらず買付け又はそれに向けた行為を行う可能性があります。そのような買付けに関する情報が日本で開示された場合には、当該買付けを行ったフィナンシャル・アドバイザー又は公開買付代理人の英語ホームページ(又はその他の公開開示方法)においても開示が行われます。

1 【公開買付届出書の訂正届出書の提出理由】

平成25年2月27日付で提出した公開買付届出書（平成25年3月8日付で提出した公開買付届出書の訂正届出書により訂正された事項を含みます。）の記載事項の一部に訂正すべき事項が生じたので、法第27条の8第2項の規定に基づき、公開買付届出書の訂正届出書を提出するものであります。

2 【訂正事項】

公開買付届出書

第5 対象者の状況

4 継続開示会社たる対象者に関する事項

(1) 対象者が提出した書類

有価証券報告書及びその添付書類

公開買付届出書の添付書類

3 【訂正前の内容及び訂正後の内容】

訂正箇所には下線を付しております。

公開買付届出書

第5 【対象者の状況】

4 【継続開示会社たる対象者に関する事項】

(1) 【対象者が提出した書類】

【有価証券報告書及びその添付書類】

(訂正前)

(前略)

事業年度 第19期（自 平成24年1月1日 至 平成24年12月31日）平成25年3月27日に関東財務局長に提出予定

(訂正後)

(前略)

事業年度 第19期（自 平成24年1月1日 至 平成24年12月31日）平成25年3月27日に関東財務局長に提出

公開買付届出書の添付書類

対象者が平成25年3月27日に平成24年12月期（第19期）に係る有価証券報告書を関東財務局に提出したため、府令第13条第1項第12号の規定による書面を本公開買付届出書の訂正届出書に添付いたします。